

多子化健全社会構築に向けての提言

平成 28 年 12 月 一般社団法人日本賢人会議所

はじめに

1、少子高齢化社会の放置は子供たちに先代からの重い荷物を背負わす

この 10 月 26 日に発表された国勢調査（平成 27 年（2015 年））の確定結果によると、日本の人口が、国勢調査始まって（大正 9 年（1920 年））以来、初めて減少した。昨年（2014 年）の 10 月 1 日時点の人口が 1 億 2709 万人と、5 年前の平成 22 年度（2010 年度）調査時よりも 96 万 2607 人も減少した。すなわち「100 万人規模の大都会」が一個、忽然と無くなった事実を突き付けられ、多くの国民は、その深刻さを改めて実感させられたのではないだろうか。日本は人口減少の局面に入ってきたのである。

少子化の急速な進行は、生れてくる子供達に、先代から残されたまま、ますます大きくなる荷物を背負わすことになる。生れてくる子供達には、良い環境を提供することが現世代の責務である。日本賢人会議所は、こうした基本認識を踏まえ、危機的といえる少子化傾向にどうしたら歯止めをかけられ、多子化への道を拓くことができるか、その実現を 2 年余に渡って討議し、分析し、どの様にしたら「多子化健全社会の構築」を導けるかについて検討を重ねてきた。

もちろん、多子化施策、少子化施策については様々な視点からの提言がなされ、かなりの施策が講じられてきた。まとまったものとしては、今年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に詳しい。

同プランは日本の人口減少と高齢化が今後加速度的に進むことを明言した上で、「日本が、少子高齢化に死にもの狂いで取組んでいかないと、日本への持続的投資は期待できない。これがアベノミクス第 1 ステージで得られた結論であった」と述べた上で、アベノミクスの第 2 ステージで「新たな 3 本の矢」として、「名目 GDP 600 兆円」「希望出生率 1.8」「介護離職ゼロ」を挙げ、その具体的施策を掲げている。「希望出生率 1.8」関連の主な施策は以下のようなものだ。

- *子育て介護の環境整備（保育の受け皿整備を 10 万人分整備し 50 万人になど）
- *保育人材確保の総合対策（平成 27 年度の改善に続き 2%相当の処遇改善）
- *ひとり親家庭や多子世帯などへの支援（幼児教育の無償化拡大、第 2 子半額、第 3 子以降は無償）
- *奨学金制度の充実（無利子奨学金の条件緩和、給付型奨学金の検討、返還条

件の緩和など)

- *結婚支援等（必要な質と広さを備えた住宅へ低廉な価格で入れるよう支援）
 - *若者・子育て世代への支援（子育て世代包括センター、不妊専門相談センターの全国展開）
 - *子育て世代を家族で支える三世同居・近居づくり（リフォーム支援など）
- この他、少子化対策とも深く関連あるものとしては
- *長時間労働の是正（法規制強化で育休取得、残業縮小の実現など環境整備）が挙げられる。

また以下の問題も重要な要素である。

- *卵子・精子の老化対策
- *胎児の救済
- *国民の人口問題に対する意識の共有

日本賢人会議所の今回の提言においては、これらのうち数点に絞って深掘することとした。

第1 少子高齢化の危機的状況

1、人口減少危機の先駆け

厚生省（当時）が平成2年（1990年）に公表した平成元年（1989年）の合計特殊出生率「1.57」は、人口統計調査における合計特殊出生率の算出が始まって以来の最低記録だった。「丙午（ひのえうま）」の年の昭和41年（1966年）の合計特殊出生率「1.58」は当時史上最低といわれたが、それをさらに下回ったからだ。世に「1.57ショック」といわれた。

少子化に危機感を覚えていた厚生省は、「これからの家庭と子育てに関する懇談会」を設置し、平成2年（1990年）1月に報告書をまとめた。報告書は「企業活動のための家庭生活」から、「家庭生活のための企業活動」への転換、子育てに男女両方が関わることができる社会の実現などを求めた。

また報告書は、出生率低下の背景としては、「教育や住宅事情などによる経済的・精神的負担」、「出産・育児と仕事の両立の困難さ」などを挙げていた。さらに出生率低下の一番の原因として、当時すでに「女性の晩婚化」（平成元年（1989年）の女性の平均初婚年齢は25.8歳、男性は28.5歳）と、「非婚化」（25～29歳女性の未婚率は85年当時で31%）を挙げていた。

しかし、国民の危機感はこの当時は、まだそれほどでもなかった。その後、出生率が向上しなかったのは、国民の危機感の薄さだけではなく、政府も抜本的施策を講じず、人口減少の危機を長年放置してきた結果ではないだろうか。

2、人口減少の警鐘となった2つの公表

1つ目は、「日本の将来推計人口」1億人割れショックである

平成24年(2012年)1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位推計結果によると、2030年には1億1662万人、2048年には1億人を割って9,913万人となり、2060年には9千万人を割って8,674万人まで減少するものと推計している(注1)。

当然、出生数も減り続け、現在100万ある出生数も、2060年には、48万人へと激減すると推計されている。年少人口(0~14歳)は2046年に1,000万人を割り、2060年には791万人と、現在の半分以下になると推計されている。そして出生数の減少は、生産年齢人口(15~64歳)にまで影響を及ぼし、平成25年(2013年)に8,000万人を割り、2060年には4,418万人となると推計されている。

2つ目は、「日本創成会議」発表の896市町村が消滅危機のショックである

増田寛也元総務相ら民間有識者による政策発信組織「日本創成会議」が、平成26年(2014年)5月に発表した消滅危機都市の推計値「将来、全国で896市町村が消滅の危機に直面する」と指摘した(日本創成会議「ストップ『人口急減社会』」(中央公論2014年6月号)。

同会議は、出産適齢期の20歳から39歳の女性の人口動態に注目した。結果、2040年には全国の49.8%にあたる896の市町村で、同世代が5割以上減る「消滅可能性都市」と予測した。うち523市区町村は人口1万人未満となる。女性が生む子供の数が増えても人口が保てず「消滅する恐れがある」と警告を発した(注2)。この発表に多くの首長などが危機感を共有し、反応した。(注3)

政府や自治体が、「少子化対策」などと言えた時期はとっくに過ぎ、真正面から「多子化対策」へと政策を切り替えて、根本的に考え方を見直し180度切り替えないと、国の存立そのものが危ぶまれる分岐点に日本は立っている。

第2 50年後人口1億人維持打ちだした閣議決定(平成26年(2014年)6月)

1、有識者会議である「選択する未来」委員会の中間報告が与えた衝撃

安倍政権は歴代政権では初めて骨太な人口施策として、2年前の平成26年(2014年)6月の閣議決定で「1億人維持政策」を打ち出した。人口急減で「超高齢社会」の到来は不可避だからだ。政府の経済財政諮問会議が設置した有識者会議である「選択する未来」委員会(会長・三村明夫日本商工会議所会頭)が、平

成 26 年(2014 年)5 月に取りまとめた中間報告で「今後 50 年、人口減少社会が続くのは確実。現状の出生率の水準が続けば、日本の総人口は 50 年後には約 8700 万人と現在の 3 分の 2 の規模まで減少する。人口の約 4 割が 65 歳以上というかつて経験したことのない著しい『超高齢社会』になる」と警告していた。

とりわけ、平成 25 年(2013 年)に 6577 万人だった労働力人口は、最も悲観的なシナリオの場合「60 年に 3795 万人」と今より 42%減少する。出生率が 2030 年に 2.07 まで回復し、かつ女性がスウェーデン並みに働き、高齢者が現在(60 歳引退)よりも 5 年長く働いたとしても、2060 年には 5500 万人程度まで減少する見通しだ。

政府はこの経済財政諮問会議の報告を受けて、平成 26 年(2014 年)6 月、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(骨太の方針)を閣議決定し、50 年後に 1 億人程度の人口維持を目標に「少子化対策」に予算配分することを盛り込んでいる。

さらに政府は、今年 6 月 2 日の閣議で、「ニッポン 1 億総活躍プラン」など四つの計画を決定した。数多くの多子化施策や働き方の改革、技術革新支援などで 2020 年頃に名目国内総生産(GDP) 600 兆円を目指す内容だが、少子・高齢化を防ぐ施策に重点を置いている(注 4)。

2、第 2 の矢「希望出生率 1.8」に直結する緊急対策関連施策

平成 27 年(2015 年)9 月に、安倍内閣総理大臣は、2020 年に向けた経済成長の推進力となる「新 3 本の矢」を放つとして、その第 2 の矢に「夢を紡ぐ子育て支援」を挙げ、そのターゲットとして「希望出生率 1.8」の実現を掲げた。

政府の「少子化対策費」は、社会保障関係予算の中の「1 億総活躍社会の実現に向けての施策」の中に組み込まれており、平成 27 年度の補正予算及び平成 28 年度当初予算において措置している。

3、喫緊の課題であり、強力に進めるべき多子化のための多様な施策

われわれは、これまでの多くの「少子化対策レポート」が、保育園、幼稚園の整備などに対する財源投入による施設行政の充実、保育人材の確保などに光を充ててきたが、何か大事なことが指摘されていないのではないかと疑問を抱いていた。

結婚年齢がどんどん高くなり、30 歳代が珍しくなく、当然初産も 30 歳代という人が当たり前で、不思議でなくなっている。しかし、子育てはある意味で、体力を使う。若い時の結婚・出産と、年を経てからの結婚・出産とでは、大きなハンディがあるのではないかと疑問を抱いた。

そこで日本賢人会議所では、昨年 4 月 15 日に出産ジャーナリストの河合蘭氏

に「卵子老化と少子化対策」と題して講演を頂いたが、出産にまつわる様々な示唆に富む内容があり、生命の誕生に必要な、若い男女が知っておくべき知識が実に多く、中学生、高校生の段階での教科に活かすべきと考えた。

今、日本は高齢出産の目安といわれる35歳以上の出産は「全国では4人に1人、東京23区で3人に1人」(河合蘭氏)と珍しくない。しかし、同氏が指摘したのは「本来、妊娠力のピークは20代、25歳頃が曲がり角」であり「女性の生殖能力が30代半ばから変化してくることは疑う余地のない事実」である事。つまり妊娠力の衰え、すなわち「卵子の老化」という直視すべき事実である(注5)。

以上を踏まえて、出産についての医師や河合蘭氏ら専門家が異口同音に強調されるのは「妊娠力とは、なんといっても『若さ』で『卵子老化』などの正確な知識があれば、母胎保護上からも適切な判断がなされ、無理のない結婚や出産の選択へと導かれ、少子化を防ぐために役立つ」という指摘だ。わが国の出産適齢期の女性の数の急速な減少に鑑みれば、多子化のための多様な施策は強力に進めるべき喫緊の課題である(注6)。

第3 少子化歯止め・多子化推進のために

1、早婚・早産社会への転換と育児後の職場復帰制度の確立

1947年から1950年にかけての第1次ベビーブーム時の合計特殊出生率は「4.54」もあったのが、わずか64年後の2014年には「1.42」まで急降下した。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)

1月推計)が示すとおり、平成22年(2010年)には1億2806万人いた人口が、100年後には4286万人(出生、死亡の推移が共に中位の場合)に減るとの予測に見られるように、こんなに急速に人口が減る国は、歴史上にはないだろう。

平成27年(2015年)7月23日に日本賢人会議所において「少子化歯止めの秘策を考える」と題して講演を頂いた産経新聞論説委員の河合雅司氏は、国土交通省の「新たな『国土のグランドデザイン』」の中の「2050年までに無居住化する地点」の図を示し、無居住化地点が増え「ありとあらゆる所で…社会が機能しなくなることを如実に示している」と説明した。

河合雅司氏が指摘するのは、多子化の動向で鍵を握るのは「出産年齢の女性数」である。同氏は「25歳から39歳の女性」の数は、平成26年(2014年)は1122万人であるが、2035年には843万人となり、2060年には、568万人となると人口統計から導き出している。このような見通しのままでは、出生率が多少上昇した

としても、出生数の大幅回復は望み薄であるとしている（同氏の前述講演）。

また、今の日本は「30代初産」が平均像だが、「進む晩産化」の問題として取り上げると、現在、「35歳から39歳の出生数」は、年間約23万人で、出生の全体の2割を占め、40歳以上も含めると4人に1人（25%）となる。出産適齢期を外れつつあるのが現状だ。その背景には「早く結婚しなさい」と勧め難くなったという社会の現実もあると思われる。

とくに問題なのは「20代後半の出生数の落ち込み」だ。この世代の主な少子化の要因は、①不安定な雇用の男性が増大、②長時間労働により、出会いが少ない、③結婚・出産の価値観の変化、④子育てへの不安（情報先行、支援が不十分）などである（同氏の前述講演）。

しかしこれまでは、社会保障給付費のうち少子化・子育て向け経費はわずか4%程度に抑えられてきた。政府の支援が行き届かず、かつ、世話焼き小母さんや小父さんが社会から消えた。一昔前は、職場が出会いの装置だったが、そうした機能も薄れてきている。

日本産婦人科学会補助医療データによると、女性は32歳頃から「やや妊娠しにくい」状態になり、37歳頃から「妊娠力の低下が加速する」ともいわれる。やはり、出産を考える時、若さの力は大事なのである。女性のナイーブな感性を考慮しながら、出産を考える時、政府の少子化対策にこの考察は加えて欲しい。

少子高齢化に対応する施策としては、「早婚・早産社会への転換」に向けて、若者の出会いを増やすことや、出産・育児と仕事の両立や、育児終了後の職場復帰制度の確立が必要だ。また、出産と生命に関する医学・生物学的知識をとくに10代の頃から身に付ける機会などを設けるなどの施策が求められる。

2、多子化には夫の家事協力が不可欠

「子どもを持ちたい」と考えている人々は9割にのぼるが、「少子化」から「多子化」に切り替えるのには、様々な条件が必要だ。河合雅司氏の分析によれば、第1子は、「結婚」が前提となる。第2子を設けるには「夫の家事協力」がポイントとなる。また第3子以降は、「経済的不安、とくに費用がかかる教育費」が妨げになっており、3人、4人の子沢山を実現するには、経済力の不安を解消する事が必須である（同氏の前述講演）。

とくに強調したいのは、厚生労働省の「第10回21世紀成年者縦断調査」（調査期日、平成23年11月）の結果だ。それによると、「夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生」の関係だが、夫の家事・育児協力が多いほど、第2子以降の出生が増える率が高くなり、明らかに相関関係が見られる。夫の協力が「0」

の場合は、「出生あり」は54.4%、「出生なし」は「45.6%」だが、夫の協力時間が増えるにつれ、出生率が高くなり、最高の6時間以上になると「76.5%」にまで跳ね上がる。実に「多子化」には、夫の協力が不可欠なことをこの調査は示している。

夫の家事協力を普及させるためには、男子に対する家事に関する教育（なお、多くの家事に関する知識や技術などは、化学、生物、物理などの知見と関係があり、趣味を広め、深める事にも資することに注目すべきである）。また、男性に料理その他の家事の講習などを社会的に一般化することを考えるべきである。

3、大胆な財政支援

少子化対応施策（少子化対策）として講じられてきたのは、最近までは、そのほとんどは「子育て支援策」であった。しかし、同時に、上述もしたように、まずカップルができるようにしないと始まらない。そして「多子化」を実現するには、第2子、第3子以降の出産が望まれるわけであり、そのためには経済的不安を取り除く経済支援が欠かせない。

これも河合雅司氏が前述の講演で指摘したことだが、8割の人々が2人以上の子供を希望しているが、実際には、75%が2人目以降をためらう「第2子の壁」の存在を感じている。一方、子供向けの費用は、第2子は第1子の8割程度で済み、第3子は6割程度で済むという。第3子以降が増えなければ人口減少は止まらない。そこで河合雅司氏は前述の講演においても、第3子以降に1000万円規模の支援をすることとし、①第3子以降の教育費（学習塾代も含めて）無料、②20代の出産に傾斜配分、③これらの財源確保策として第1子、2子の児童手当を廃止、もしくは縮小することを提言している。

これに対し、安倍政権は「ひとり親家庭や多子世帯等への支援」として、平成28年度（2016年度）予算で施策を盛り込んだ。幼児教育の無償化拡大によって所得の低い世帯では第2子は半額、第3子以降は無償とすること。ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当の機能を充実し、第2子は36年ぶり、第3子以降は22年ぶりに加算額を最大で倍増した。

もともと、安倍内閣は財源の制約もあり、家庭に条件を付け、限定的に実施する考えを採り入れている。日本賢人会議所では少なくとも、第3子以上の教育費（学習塾代を含む）を原則無料にすること、20代の出産に傾斜配分して経済的支援を行うこととして、検討した。その結果、少子化の一因と言われる経済不安の解消のために大胆な経済支援を行う必要があると考え、結婚したい若い世代のうち、一定の基準を設けて、経済支援を行う政策を提言する。

こうした政策は「世代間の不公平」を解消するためにも有効と考える。問題は、その財源である。消費税の増税分を高齢化サービス財源から、若年世代のサービ

ス財源にシフトさせることも考えられるが、新たな財源の考え方として、高齢者の持つ資産をもって社会保障の負担に充てる仕組みを作ることができないだろうか。

高齢者の医療、介護や年金は、その経費の多くは、働く世代からの税と保険料で賄われていることを考えると、介護保険サービスを受けてきた人や年金受給者が亡くなられた時、その人に遺産が残されている場合に、相続税とは別に、現役世代の負担の軽減に資するために回収する考えも可能かと思う。そうして社会に還元されたお金を若い世代の出産・育児費用の特別手当に回すよう提言したい。

内閣府が2010年(平成22年)に、20歳から49歳までの女性を対象に行った「少子化社会に関する国際意識調査報告書」によると、「ほしいこどもの数」は、日本の場合、1人が約1割未満、2人が約5割、3人が約3割だった。2015年(平成27年)における出産の出生順位別人数を見ると、第1子が47万8,082人、第2子が36万3,225人、第3子が16万4,370人であった。仮に19歳まで20年間、第2子に対しては毎年10万円、第3子に対しては毎年20万円を支援すると、現在の1年の出生数についてみれば、20年間の支払い総額は約1兆4千億円となる。出生数が増加することとして、第2子が50万人、第3子以上が25万人として計算すると、約2兆円になる。年毎で考えると、年2兆円が20年目のピークで、初年度は多く見積もってその20分の1の1千億円となる。この結果をどう見るかということであろう。

4、子宝ファンドの創設

多子化への重要な誘いの1つは、若者の所属する組織、とりわけ企業などの多子化の環境を整えることである。このことに対して、一般的に「少子化対策としての職場の環境整備」などとして指摘されていることについて、具体的な対応措置をさらに強力に取り上げる必要がある。

すでに育児休業のための代替職員に対する支援などについては、その一部が地方自治体で実現されつつあるが、そのほか、期限付従業員に対する出産及び育児に係る相当期間の期間経過停止の措置、2人または3人以上の子どもを産んだ女性の正社員としての優先的採用なども考えられるのではないか。そして、当会議所の議論で「企業子宝率」を指標にした「子宝ファンド」の創設の提言があったことを紹介する。

(1) 企業子宝率

企業の環境整備で「少子化」を解消し「多子化」へ持って行けないかと考えて、「多子化」にもつながる指標として注目されるのが「企業子宝率」だ。株式会社東レ経営研究所のダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長の渥美由喜

氏の考案によるものであり、「企業子宝率」は、男女を問わず従業員1人当たりが在勤中に持つと見込まれる子供の数を算出した値を示す指標だ。

『日経ビジネス』（2015年3月9日号）によれば、渥美氏が「企業子宝率」を考案した出発点は、企業子宝率が「子育ては女性の仕事という意識に一石を投じることができる」という問題意識から出たアイデアだったとされる。少子化問題を考える際、多くの場合は合計特殊出生率を参考にする。しかし、これは「女性1人が生涯に産む子供の数」であり、女性にしか光が当てられていない。一方、「企業子宝率」は男女双方を算出の対象にする。男性を含めることで、片働き・共働きに関わらず、子育ては男女共に責任を果たすべきだというメッセージが込められている（注7）。

（2）各県で取り組む「企業子宝率」と「子育てモデル企業」

「企業子宝率」で分かることは、その企業が子育てしながら働き続けられる企業か否かだ。すでに福井県や静岡県、佐賀県、鳥取県、三重県、山梨県、滋賀県大津市は、これを地元企業のワークライフバランスをはかる指標として活用し始めている。地方では、若年層の人口減少対策が急務だ。そこで、子育てをしながら仕事が続けられる会社を発掘することで、魅力ある地域であることをアピールする狙いがある。また、子宝率の高い企業を顕彰することで、企業の自主的な取り組みを促そうとしている。自治体では「企業子宝率」が高く子育て支援の取組が評価できる企業を「子育てモデル企業」として認定したりしている。

いち早く「企業子宝率」に取り組んだ福井県の実例をもって説明したい。平成26年度「企業の合計特殊子宝率（愛称：企業子宝率）」調査結果の概要が昨年3月に、福井県が発表している。県内本社企業で、従業員数（59歳以下）10人以上の企業951社を対象に調査した内容である。それによると、福井県内の企業子宝率は、「平均：1.37」、「最高値：2.5」、「最低値：0.09」。企業子宝率「2.0以上」の企業は、45社だった。平成26年度の分析結果は、企業子宝率と職場環境を示す数値（有給休暇、所定外労働時間、早期離職率）との関連性を分析したものの、①企業子宝率が高い企業ほど、1人当たりの有給休暇取得日数やその取得率が高くなる傾向が出た。②1人当たりの所定外労働時間が短くなる傾向、③早期離職率が低くなる傾向があるとの好結果を得ている。

福井県産業労働部労働政策課は「企業子宝率は『働きやすい職場環境』を見分ける指標として有効であり、若者や女性などの人材を確保するうえで、『良好な職場環境』があることをアピールするものとして、企業子宝率を活用することができる」と、結論づけている。

（3）「子宝ファンド」の創設を提言

日本賢人会議所では、この「企業子宝率」制度を大いに活用して、企業イメージを上げ、子供を産み育てやすい職場作りを推奨できる指標と考え、「企業子宝

率の高い企業」の参加を求めている「子宝ファンド」の創設を提言したい。

「子宝ファンド」の構成と運用などは、大手信託銀行か投資顧問会社などが担い、広く全国に応募して参加を呼びかけ「企業子宝率」に必要なデータを出していただく。そのデータを下に、関心のある各社が「企業子宝率」を弾きだして、上位 50 社から 70 社の株式を組み入れた「子宝ファンド」を設立し、個人投資家や機関投資家に資産としての投資を募る「子宝ファンド」として売り出すアイデアだ。

このアイデアは、賢人会議所の会員の 1 人が「今、社会では、環境、社会、統治、をそれぞれ示すローマ字を冠した E・S・G 企業が注目を浴び、社会的に認知されている。同様に企業子宝率の高い企業を顕彰すれば、少子化防止と多子化対策に一石を投じるのではないかと思う」と話したことがきっかけだ。

例えば、日本の会社はいまだ残業がはびこっている。それが主婦に負担を与え、「少子化」の原因になっていることは統計調査上からも出ている。賢人会議所としても「子宝ファンド」のアイデアも、ESG 企業のように、社会に受け入れられ「多子化推進」の助けとなることを期待している。

5、卵子についての知識強化と卵子凍結保存事業の推進の検討

少子化対策・多子化推進ということにとって母体の「若さ」についての知見が重要と思われる。河合蘭氏が強調していたが、そこで卵子老齢化に関する正確な医学・生物学的な知識の普及が強く望まれる。とかく、そうした情報提供や広報普及をためらう傾向があるが、青少年に率直に話をするを最早躊躇すべきではない（注 8）。

また、少子化対応の施策の 1 つとして、希望する健康な女性の卵子凍結保存を支援する事業を進めることも一案であろう。ちなみに、ある調査によると、「卵子凍結サービスを利用したい」と回答した女性（どちらかと言えば、利用したい者を含め）は 59.8%となっており、若い女性のこのことについての関心は高い（注 9）。しかし、このことについて河合蘭氏は、社会的卵子凍結はあまりにも出産例が少ないことなど、慎重である。

6、胎児の救済と生命尊重

国際社会の人工妊娠中絶に対する考え方は、国ごとに異なり実に多様である。わが国は条件付きで中絶手術が認められているが、墮胎件数は、厚生労働省の調べでは、約 18 万人である。現在の出生数が約 100 万人であることから、その 2 割弱に相当する（注 10）。その他、公にされていない件数もあると思われる（公表数の 2~3 倍ともいわれる。）ことに鑑みれば、道徳的倫理的問題としてはもちろん、異論があるとしても多子化対策と生命の尊重として、この問題から目を

背けるべきではない。(注11)

墮胎は、刑法において「墮胎の罪」として刑罰の対象となる(刑法第2編第29章)。我が国においては母体保護法によって一定の場合、人工妊娠中絶を行うことができる(同法第3章第14条)。

問題は、その中で『妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの』に該当する者も対象とされていること(同法第14条第1項第1号)である。とくに「経済的理由により」人工妊娠中絶が認められることが広く墮胎を認める結果となっているとの指摘があることは看過し難い(注12)。

少なくとも母体保護法第14条第1項の「又は経済的理由により」という文言を精査し、社会の動向も踏まえ、見直す方向で再検討するべきである。この理由により、母体の健康を著しく害する恐れがある場合には、母体の健康を保つための公的支援をすることとする。

また、従来は、経済的理由によって墮胎が認められたが、改正によって認められなくなったことによって生まれる子供の育児と養育については、特別の配慮をするとともに、里親制度・特別養子縁組制度などの充実(例えば、里親制度については、若い里親の確保、里親への経済支援の充実等)を図ることも必要と考える。子供の発育にとって施設より家庭的環境が望ましく、養護を必要とする児童の9割近くが施設で暮らす現状を里親、養子縁組中心に切り替えていく必要がある。これらとの関係上「胎児保護に関する法律」、あるいは「養子縁組推進法」(仮称)を検討すべきと考える(注13)。

現代の日本社会は、胎児に関しては「生命尊重」の理念が余りにも軽んじられているのではないか。「命は大自然からの授かりもの」とも言われるが、日本賢人会議所は「赤ちゃんは胎児の時代も含めて「生命の尊重」のもとに置かれなければならない」と考える(注14)。

第4 若者の精神的側面を糺す

1、日本の少子化の背景にあるものは外的要因ばかりではない。

それは戦後いつからか徐々に進行し、今日においてもなお歯止めのかからないいくつかの日本人、特に若者の傾向の特徴を指摘しなければならないと思う。このことについていくつかのデータや有識者の指摘より、まず実態などを指摘しておく。

(1) 交際相手がいない若い男女の増加

国立社会保障・人口問題研究所が平成22年(2010年)6月に行った第14回出

生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)によると、18歳から34歳の未婚者の間で、交際相手がいない男女の割合が、男性は61.4%、女性が49.5%に達している。23年前の1987年の調査と比べて、それぞれ約10ポイントずつ上がっている。若い日本の青年が非常に優しいが消極的で、積極性や、男性だったら雄々しさに欠けて来ているのではないかと思われる。

(2) 自己否定的な日本の若者

平成23年(2011年)3月に当時の財団法人日本児童教育振興財団の日本青少年研究所が公表した日米韓中の4カ国で行なった「高校生の心と体の健康に関する調査」(現在は国立青少年教育振興機構に調査事業を継承)によると、自分を肯定的に捉えた比率は、日本が6.2%、米国41.2%、中国36.0%、韓国18.9%で、自分を価値ある人間だとの自尊感情の比率も、日本は7.5%、米国は57.2%、中国42.2%、韓国20.2%で、つまり、日本の高校生は他国と比べて自己否定観が余りにも強く、自尊感情も低すぎる。これを日本人の謙遜心の表れとする見方もあるが、他国との差が余りにも大きく、日本の若者の精神的成長か教育内容に問題があるのではないかと思わずにいられない。

(3) 若者の家族観の変化

同調査では日本の高校生は、親が自分を評価していることの肯定率が低く、(日本32.6%、米国91.3%、中国76.6%、韓国64.4%)、また、親が勉強へのアドバイスをすることや、生き方を教えることについても相対的に肯定率が低い。

また「親をととても尊敬する」とするのは、日本37.1%、米国70.9%、中国59.7%、韓国44.6%であり、日本は数値が一番低い。こうした若者の家族観について、「日本の親子関係は『友だち関係』になりつつある」とする見方がある(国立青少年教育振興機構の青少年教育研究センター長、明石要一氏)。つまり、あるべき家族関係を自ら考え、築くことを目標とする意識に欠けている。

(4) 教師との関係の希薄化

日本の高校生は、教師との関係も相対的に希薄になっている。上述の調査によると、日本では、先生の優秀さの評価は2割弱、相談しやすさの評価は3割弱であり、いずれも4カ国中最低である。

以上のように日本の若者の多くが、自分に自信を持たず、親や教師を見習うという感覚を失いつつあり、一方で、自分の目標をたて、それを達成することに意義を見出すという真の自立にも遠い存在になっている。このような若者の精神的側面が変わっていかなければ、一般的に言って、多くの子供を産み育てる意欲も湧かないであろう。

2、若者の精神的側面を糺していくことは、容易なことではない。

日本には人間教育を大事にした歴史的伝統がある。江戸時代の寺子屋教育などはその現れである。寺子屋教育は、たんに読み書き算盤を教えるだけではなく、実際の「道の教育」（道徳、人としての生き方や在り方の教育）と「芸の教育」（知識技術、生活に必要な読み書き計算の教育）の二本立てにし、その場合の両者は「道は本」「芸は末」という教育の本末論の関係でキチンと意味づけされていたという。

実際、江戸時代に旅した多くの宣教師や旅行家など多くの外国人は日本人の庶民の暮らしぶりを見て「貧しいのに、心が豊か」なこと、町や村に豪華な建築物はないが、粗末な家でも清潔なことに感心している。きっと「道の教育」の成果なのだろう。（注15）。

「少子化の淵源」も人間としての教育やしつけを含め大切なものを教える教育を怠ってきたこと、またその淵源となる環境を作ってきたことによるとする見方も首肯できるところがある。そうだとすれば、「少子化の克服」と「多子化社会の実現」には、経済的施策、心理的施策ばかりでなく、非経済的側面の精神的・倫理的施策も欠かせないかと思われる。そして、その根幹は教育と家庭の在り方の見直しにあることを指摘しておきたい。

（了）

参考：脚注

(注1) 4年前の平成24(2012年)1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した平成22年(2010年)の日本の総人口を見ると1億2,806万人。これが日本の人口のピークだ。ここを境に厚生労働省は「日本の総人口は長期にわたり減少局面に入る」と分析した。平成24年(2012年)の公表当時、多くのマスメディアは「1億人割れ」や「2060年には9千万人割れ」「50年後には3割減少」といった刺激的な見出しをつけて報じ、国民にかなりのショックを与えた。これが「少子・高齢化」への警鐘となった。

(注2) 国立社会保障・人口問題研究所が平成25年(2013年)にまとめた「将来推計人口」で、該当する自治体は373だったから、「日本創成会議」が、平成26年(2014年)5月8日に発表した消滅危機都市の推計値は国の予測の2.4倍にもものぼる衝撃的な予測だった。

(注3) 首長の反応で最も鋭かったのは、京都府の山田啓二知事だ。翌日の会見で「日本は危機感が足りない。平成25年度(2013年度)に国が宛てた少子化対策費が30億円(地方自治体分総額)は桁が2つ足らず、問題の本質が分かっていない。官僚も過疎の町に住めば問題の本質がわかる。まだ間に合うので自治体の首長と共有し、今年は少子化の大きな一歩にしたい」と訴えた。

人口減少に悩む鳥取県では、平井伸治知事が、若手有志に意見交換会を呼びかけた。平井知事は「若い世代が定着しやすい地域を作る。これは国家的な急務だ」と発言。神奈川県黒岩祐治知事も「人口が減少しない社会にしないといけない」と多子化を呼びかけた。さらに人口減が著しい秋田県では全国に先駆けて連絡会議を立ち上げた。佐竹敬久知事は「若い人が自分たちの世代になったときにどうなるか危機感を持ってもらう。教育の問題でもあり、社会全体の雰囲気醸成も必要。実効性あるものに勉強しながら変えて皆が意識を共有しないと大きな政策転換はできない」と心境を吐露した。

(注4) 政府の「少子化対策費」は、平成27年度補正予算における「希望出生率1.8」関連施策(国費2,297億円)に加えて、平成28年度当初予算においては、同施策として、国費27年度1兆2,530億円を28年度は2210億円増の1兆4,740億円に引き上げている。公費も27年度2兆5,210億円を28年度は3640億円増の2兆8,860億円に増やした。

「主な施策」は以下の通りである。①保育の受け皿の拡大(平成29年度末までの整備目標+40万人を+50万人に拡充)子ども・子育て支援新制度における保育サービス量

の拡大（+5 万人程度）、新たな企業主導型保育施設の整備等（+5 万人程度）に 797 億円（新規）一など。②保育人材の確保として、保育士の勤務負担軽減を図るための保育補助者配置に必要な費用の支援、チーム保育推進加算の創設、保育士等の待遇改善。

③ひとり親家庭・多子世帯への支援として、児童扶養手当の機能の拡充（多子加算の倍増）、養育費確保の促進など、低所得のひとり親家庭・多子世帯に係る保育料負担の軽減（子だくさんの家庭向けの幼稚園保育料については、1 人目の子供の年齢に関係なく、2 人目は半額、3 人目以降が無料となる。保育園についても同様の仕組みになる。）④総利用児童数は約 260 万人と見込む。⑤妊娠・出産等の各段階への支援の充実として、不妊治療への助成の拡充、男性不妊治療の拡充。⑥若者の雇用の安定・正規雇用化の推進として、キャリアアップ助成金の拡充による非正規雇用労働者の正規雇用への転換や待遇改善等に取り組む事業主の支援、既卒者や中退者を新卒枠で採用・定着させた事業主の支援 2 億円（新規）など。⑦その他、公的賃貸住宅の家賃負担軽減や三世帯同居等の支援も行う。祖父母が孫の面倒をみやすいよう 3 世代が一緒に住む家を建てる時に工事費を補助する仕組み導入。また、大学生等向け無利子奨学金の充実など。

この他政府は、平成 26 年（2014 年）9 月に「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、少子化防止に向け、「目標値を掲げる」政策として、①2060 年に人口 1 億人程度の維持、②2020 年に地方に 30 万人の若者雇用創出、③2030 年までに出生率 2.07、④地方→東京圏転入 6 万人減（現在 10 万人）、⑤東京圏→地方転出 4 万人増、を掲げている。

河合雅司氏は「1 億人を維持しうる条件は、同出生率を 2 以上に上げないといけない。東京にいと、通勤時間が長く、出生率もものすごく低い。地方に働ける場を創出して、地方への転出を促さないといけない」と語った（同氏の日本賢人会議所における講演（平成 27 年（2015 年）7 月 23 日））。

（注 5） 少子化の問題で、出産ジャーナリストとしていち早く「卵子の老化」に注目していたのは河合蘭さんだ。『卵子老化の真実』（文藝春秋社文春新書）を表し話題を呼んだが、「卵子の老化」とは、卵子の細胞質が古くなり、分裂がうまくできなくなる問題だ。卵子が古くなると、「染色体（遺伝子が折りたたまれたもの）の本数に間違いが起き、『不妊』『流産』『染色体異常』といった問題が起きる確率が増加する」（河合蘭さん）と、多くの研究者、産婦人科医らは警鐘を鳴らしている。

卵子は老化すると「質も変化する」。①DNA の損傷、②損傷復修機能の低下、③ミトコンドリアの機能低下となって現れ、「不妊」「流産」「染色体異常の増加」現象を引き起こすことも知る必要がある。

(注6) なお、女性の産む力については、相対的に「若さが大事」と言えるのであって、絶対的価値ではなく、「もう年だから」と落胆することはない。河合蘭さんが紹介しているが、スウェーデンのように晩産化が進んでも出生率が下がっていない統計データもあることを知っておくことも大事だ。

河合蘭さんは、「現代は、子どもを産みたい人が産めていない。産めないで時間切れの人があまりに多い。どうしたら産めるのか、それには出産に関する事例や知識を少しでも知ってもらい、不妊予防や優れた生殖医療機関の整備を進めることが大切だ。グレーゾーンの時期にも、知識を持って、まだ残っている力を有効に使えば妊娠、安産につながる」と述べた。

(注7) 「企業子宝率」は渥美氏が独自に考案した指標であり、企業子宝率の算出方法および名称の使用権を含む、すべての知的財産は渥美由喜氏に帰属している。使用する場合は、必ず事前に渥美氏に使用許諾を相談する必要がある。

(注8) 平成28年(2016年)1月12日付け毎日新聞などによると、千葉県浦安市の松崎秀樹市長は同11日、市内の東京ディズニーランドで開催された成人式の祝辞で、「人口減少のままで今の日本の社会は成り立たない。若い皆さんにおおいに期待をしたい」と発言。新成人の数が団塊の世代に比べ半減していることも指摘し、「これまで結婚適齢期というのはあったが、少子化で日本産科婦人科学会(日産婦)は出産適齢期ということを若い皆さんに伝えようと努力し始めている。18~26歳を指すそうだ」と述べ、早期の結婚を示唆する発言をして注目を浴びた。

松崎市長さんは式典終了後、記者団に「(少子高齢化で) どれだけ若い人たちが大変な時代を迎えるか、新成人が次の時代を考えなくてはいけないということで率直に伝えさせてもらった」「産まなければ人口は増えない」とも語っている。

(注9) 卵子凍結保存に関する意識調査は、総合婚活サービスの株式会社IBJが平成26年(2014年)12月に、同社が運営する「ブライダルネット」などに登録する20~30代の未婚女性に対し「ヘルスケアに関する意識調査」として行った。浦安市では、少子化対策の1つとして、将来の妊婦と出産に備えて健康な女性の卵子保存を支援する事業を先行的にスタートさせている。

(注10) 日本では昭和23年(1948年)、優生保護法が成立し中絶が合法化された。平成8年(1996年)に優生保護法は母体保護法として改正され、胎児の障害を中絶の条件とする優生思想に関する文言が削除された。指定医師が合法的に人工妊娠中絶を行うことが出来るようになったのは、優生保護法が成立し、2回の改訂を経てなされた。

母体保護法は、下記2つを正当な中絶理由として定めている。即ち同法第3章の母体

保護（医師の認定による人工中絶）の第14条第1項第1号及び第2号である。

1. 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害する恐れのあるもの
2. 暴行もしくは脅迫によって又は抵抗もしくは拒絶することが出来ない間に姦淫されて妊娠したもの

日本における母体保護法下での中絶件数だが、厚生労働省の統計によれば、昭和30年（1955年）に約117万件あったものが、昭和55年（1980年）には約60万件、平成12年（2000年）には約34万件、直近の平成27年（2015年）は約17万6千件へと急減している。

しかし、戦後70年間に葬り去られた胎児の生命は、医療、教育、大学関係者らが役員などを務め「胎児と妊婦の生命尊重と救済」を説く任意団体「生命尊重センター」（東京都千代田区）の推計によると、届出中絶総数の約2倍「7600万人にのぼる」という。

（注11） この問題については、「経済的理由を撤廃するのは、女性が自由な中絶を行う権利を奪う事となり、現実として、女性は生みたくない子を妊娠することもあり、この権利を奪うのは『リプロダクティブ・ヘルス／ライツ』という国際的に認められた人権に反することで国際的に見てかなり由々しき問題です。『生みたい人が生む』ことは少子化の大前提、基本であり、そこを外すことはあってはならないと思います」との考え方があり、慎重な検討を要するとの強い主張もある（河合蘭氏）。

（注12） 日本では「経済的理由が安易に使われ過ぎて」おり、現実には「子供はいらない」とする人が増加する現象まで起きている。平成21年（2009年）12月7日に発表した内閣府の「男女共同参画に関する世論調査」結果によると、「家庭生活に関する意識」の問いで「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」との考えに賛成した人が、「どちらか」というと賛成」を含めて42.8%にも達した。

（注13） 里親制度：0歳児から18歳までの子供を里親となることを希望する人に、一時的に育ててもらう制度。昭和23年（1948年）に児童福祉法に基づいて設けられた。里親とは、親の病気、家出、離婚、その他、様々な事情により家庭で暮らせない子供たちを自分の家庭に迎え入れて養育する人の事を示す。多くの自治体が条例で制定をしており、希望すれば利用できる。また子供の年齢に応じて、生活費、教育費、医療費などが公費で支給される。

同制度には18歳までの子供を引き取って家庭復帰できるまで家庭養育する「養育里親」、虐待などによる心に傷を受けた子どもや、障害のある子供、非行などの問題を有する子供など、専門的知識と技能を用いて養育する「専門里親」、将来的に里子と養子縁組を希望する「養子縁組里親」、子供の3親等以内の親族（祖父母、叔父、叔母など）

が里親になる「親族里親」などの4制度がある。

特別養子縁組の制度：様々な事情により親が子供を育てられない場合に、子供の生命と利益と福祉を守るため子供を他の家で養育するのが「特別養子縁組制度」。1987年、民法改正によって特別養子縁組が導入され（民法817条の2）、翌年施行された。

ふつうの養子縁組は、戸籍上、実親と養親の2組の親を持つことになるが、特別養子縁組は養親と実親の親子関係を重視し、養子は戸籍上養親の子となり実親との親子関係がなくなる。子供が特別養子縁組できるのは原則、子供の年齢が6歳未満と制限されている。

中絶や新生児殺害を無くす運動としては「こうのとりのゆりかご」（通称赤ちゃんポスト）の設置が有名だ。育てられない母親に代わり新生児を匿名で引き取り特別養子縁組を行うための設備であり、日本では熊本県熊本市の医療法人聖粒会が経営する慈恵病院が運用中。ドイツでは、刑法で中絶は原則禁止されているが、子供を育てられない女性のために養子縁組が公的制度として定められている。他に「匿名出産制度」がある。妊婦が自分の身元を明らかにせず仮名で出産でき、赤子の名前を希望することもできるという。「赤ちゃんポスト」制度もあり設置ポストは国内で100カ所を超えている。

（注14） 国際法である「児童の権利に関する条約」は、「胎児の生命尊重」の観点から、その前文において「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする」ことに留意するよう規定している。「胎児期から人生は始まり、お腹の赤ちゃんも私たちと同じ一人の人間」（生命尊重センター）と考える風潮は、今の日本にそれほど強くはない。母体保護法は「胎児は独立した人格を持たない。母体の一部」との解釈に立っている。

（注15） 明治維新前後に日本を旅した英国の旅行家のイザベラ・バードの旅行記『イザベラ・バードの日本紀行』（講談社学術文庫上・下）には、道徳を大事にしたその当時の日本人庶民生活の巧みさ、環境を大事にして手を加えた自然の美しさ、正直を大切に道徳的に生きた日本人の姿が余すところなく描かれている。

信州・諏訪の寺子屋の規則「掟書（おきてがき）」には、〈手習い読み、人に優れたりとも、かりそめにも慢心（おごりたかぶる心）を致すべからず、諸々（もろもろ）の芸、共に何程上手（なにほどじょうず）にても、自慢する事、道に違（たが）ふ故、人是を拒（こば）む。芸は末なり、道は本なり。末を以て本を失うことなかれ〉（『長野県教育史』第八巻「資料編二」）と記されていた。